

東京都北区規則第七号

東京都北区学校給食費等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）第一条に規定する区立学校（以下「区立学校」という。）において実施する学校給食等に係る学校給食費等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 学校給食 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第一項に規定する学校給食をいう。
- 二 学校給食費 学校給食法第十一条第二項に規定する学校給食費をいう。
- 三 準学校給食 児童及び生徒以外の者に提供される学校給食と同様の給食をいう。
- 四 準学校給食費 準学校給食に係る費用をいう。
- 五 学校給食等 学校給食及び準学校給食をいう。
- 六 学校給食費等 学校給食費及び準学校給食費をいう。
- 七 保護者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保

護者をいう。

八 非給食日 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十一条（同令第七十九条及び第七十九条の八第一項において準用する場合を含む。）の休業日、東京都北区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月東京都北区教育委員会規則第五号）第三条第一項第二号の休業日その他区立学校においてあらかじめ学校給食等を実施しないと定めた日をいう。

（学校給食費等の額）

第三条 学校給食費等の一食当たりの額は、区長が別に定める。

（学校給食費等の徴収）

第四条 区長は、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者及び準学校給食の提供を受ける者から学校給食費等を徴収する。

（学校給食費等の納付方法等）

第五条 学校給食費等の納付方法及び納付期限は、区長が別に定める。

（学校給食費等の不徴収）

第六条 第四条の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合にあつては、学校給食費の全部又は一部を徴収しない。

一 児童又は生徒が、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条又は学校教育法施行規則第六十三条（同令第七十九条及び第七十九条の八第一

項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による臨時休業を行う決定をした日の翌日から起算して三日（非給食日を除く。）を経過した日以後において、当該臨時休業により、学校給食の提供を受けない場合

2 第四条の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合にあつては、準学校給食費の全部又は一部を徴収しない。

一 準学校給食の提供を受ける予定の者が、学校教育法施行規則第六十三条の規定による臨時休業を行う決定をした日の翌日から起算して三日（非給食日を除く。）を経過した日以後において、当該臨時休業により、準学校給食の提供を受けない場合

二 前号に掲げる場合のほか、区長が特に必要であると認める場合
（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、学校給食費等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食費等の徴収その他の学校給食費等に係る手続に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(学校給食費の徴収に係る経過措置)

3 区長は、第四条の規定にかかわらず、当分の間、児童又は生徒の保護者から学校給食費を徴収しない。ただし、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十三条に規定する教育扶助のうち同条第三号に規定する学校給食に係るもの給付を受けている世帯に属する児童又は生徒の保護者及び東京都北区特別支援教育就学奨励実施要綱（平成元年十二月二十五日教育長決裁）の規定に基づく特別支援教育就学奨励費に係る支給対象者のうち学校給食費の支給を受けている保護者については、この限りでない。